

工友会埼玉県支部 支部会費規定

第1条 本支部規約第三章第5条に定める会費を次のとおりとする。

- (1) 本支部の会費は月額250円とする。

付 則

第2条 本規約は2005年3月6日より施行する。

- (2) 2013年2月17日 一部改訂